

自家用有償旅客運送の登録の申請について

1. 趣旨

自家用自動車による有償運送は道路運送法で原則として禁止されていますが、過疎地域などにおいて、住民の生活交通や移動制約者の移動手段など、バス・タクシー事業者によることが困難で、地域の協議会等で必要性について合意した場合に、道路運送法に基づく登録を受けて、自家用有償旅客運送を行うことができることとなっています。

中国運輸局山口運輸支局への申請に当たりましては、法定の交通会議による合意が必要となりますので、申請の可否について協議させていただくものです。

なお、合意となりましたら、様式1-5号「協議が調ったことを証する書類」を申請書の添付書類として提出します。

2. 運行地域の概況・公共交通の現況

○須佐地域の概況（令和7年3月末現在）

- ・世帯数 1,131 世帯 人口 2,015 人
うち、65歳以上人口 1,157 人 高齢化率 57.4%

○田万川地域の概況（令和7年3月末現在）

- ・世帯数 1,118 世帯 人口 2,113 人
うち、65歳以上人口 1,155 人 高齢化率 54.7%

○既存公共交通の現況

- ・鉄 道 最寄り駅は JR 山陰本線の須佐駅・江崎駅
- ・タクシー 市街地から離れているため、事業者の待機はない
- ・路線バス 石見交通 4 路線①医光寺前 ～ 美濃地 ～ 小島
②益田駅前 ～ 美濃地 ～ 小島
③医光寺前 ～ 日赤・田万川温泉 ～ 江崎港
④益田駅前 ～ 持石海岸 ～ 須佐駅前
- ・巡回バス 地域の生活拠点まで平日週 5 日デマンド式で運行
- ・生活バス 須佐・田万川循環線の廃止代替交通として平日週 5 日 3 便運行

3. 運行概要（予定）

- ・運行主体：特定非営利活動法人須佐元気なまちづくりネット
- ・運行エリア：須佐地域・田万川地域
- ・利用者：萩市須佐地域及び須佐地域内利用者
萩市田万川地域住民及び田万川地域内利用者
- ・利用料金：1 乗車あたり 30 分 500 円予定
- ・開始時期：準備が整い次第
- ・運行日：基本土・日・祝日等の生活バス・巡回バスが運行しない日
- ・運行時刻：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- ・予約方法：事前予約 前日の午後 5 時までとする（土日利用は、金曜日までに）
- ・運行車両：1 台（5 人乗り乗用車）
- ・利用実績：67 人（R5 年度）、99 人（R6 年度）

4. 萩市地域公共交通計画の位置づけ

- ・【基本方針】地域活性化に向けたおでかけの活発化を多様な関係者と共に支える仕組みの構築に基づく事業として、R5 年 7 月～R7 年 6 月の実証期間において、運行にかかる経費や事業実施体制の整備に必要な経費に対して、市も、支援してきた。

(年号) 令和7年7月 日

中国運輸局 山口運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿名 称 特定非営利活動法人
須佐元気なまちづくりネット
住 所 山口県萩市大字須佐 4570-5
代表者の氏名 理事長 津 守 次 一

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

特定非営利活動法人
須佐元気なまちづくりネット
山口県萩市大字須佐 45701-5
理事長 津 守 次 一

2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

3. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

区 域	備 考
萩市須佐地域 田万川地域	

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法人 須佐元気なまちづくりネット	山口県萩市大字須佐 4570-5

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
			※	()	※ ()		※
須佐元 気 なまち づく りネッ ト	保有			1 (1)		1	
	持込		※	()	※ ()		※
	合計			1 (1)		2	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

萩市須佐地域住民及び須佐地域内の利用者
萩市田万川地域住民及び田万川地域内の利用者

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

1 乗車あたり 30 分 500 円

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

(9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

(10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者(須佐元気なまちづくりネット)が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

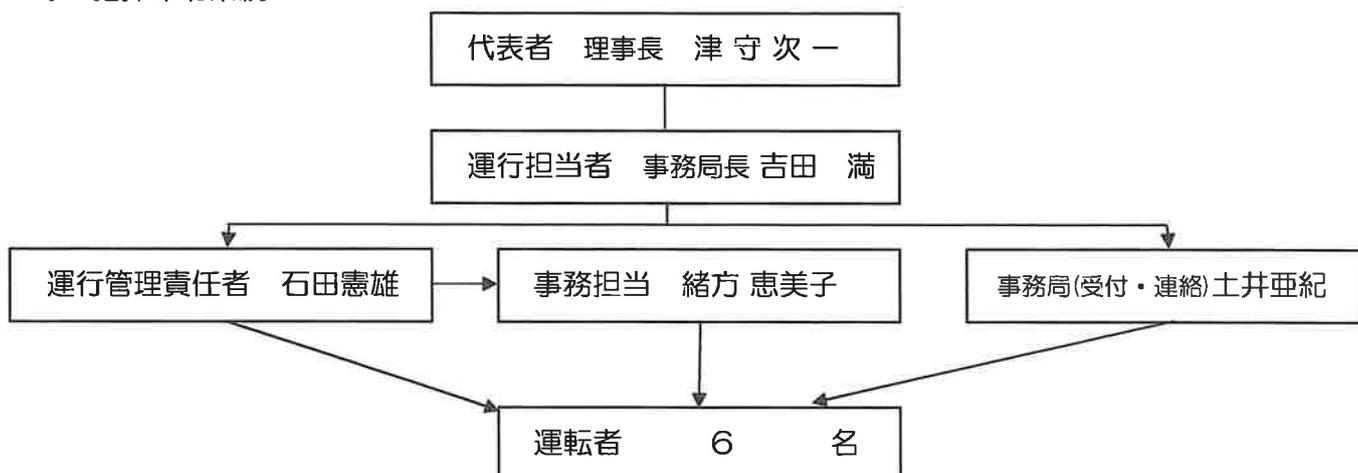
(年号) 令和7年 7月 日

住 所 山口県萩市大字須佐 4570-5
氏 名 津 守 次 一

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

管理運営体制図

1. 指揮命令系統



3. 点呼が確実に実施できる体制

点呼場所	法人事務局内	日常点検の実施場所	法人事務局内
点呼実施者	土井亜紀	日常点検の実施者	土井亜紀

※自宅等から直接、輸送を始める場合の点呼の実施方法を記入すること。

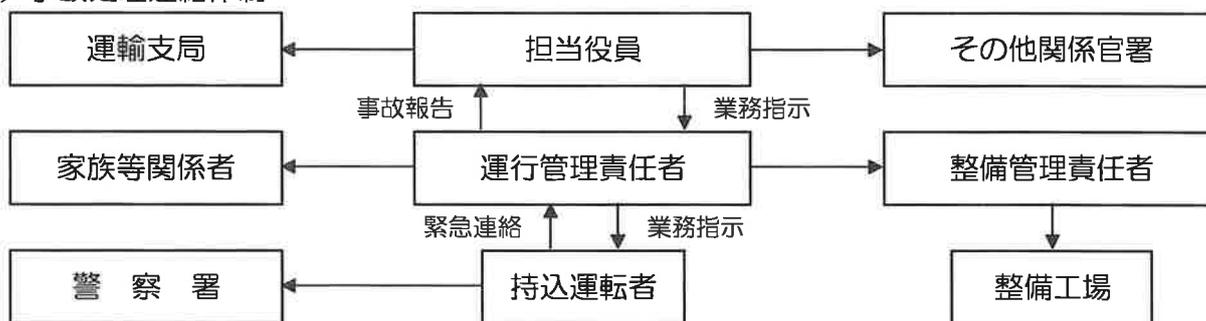
※日常点検は持込運転者自ら行い、整備管理者に報告する等の方法を記入すること。

4. 事故防止についての教育及び指導体制並びに事故処理及び報告の体制

(1) 事故防止についての教育方法及び計画

研修・講習会の開催予定 年 1 回実施

(2) 事故処理連絡体制



5. 苦情処理責任者

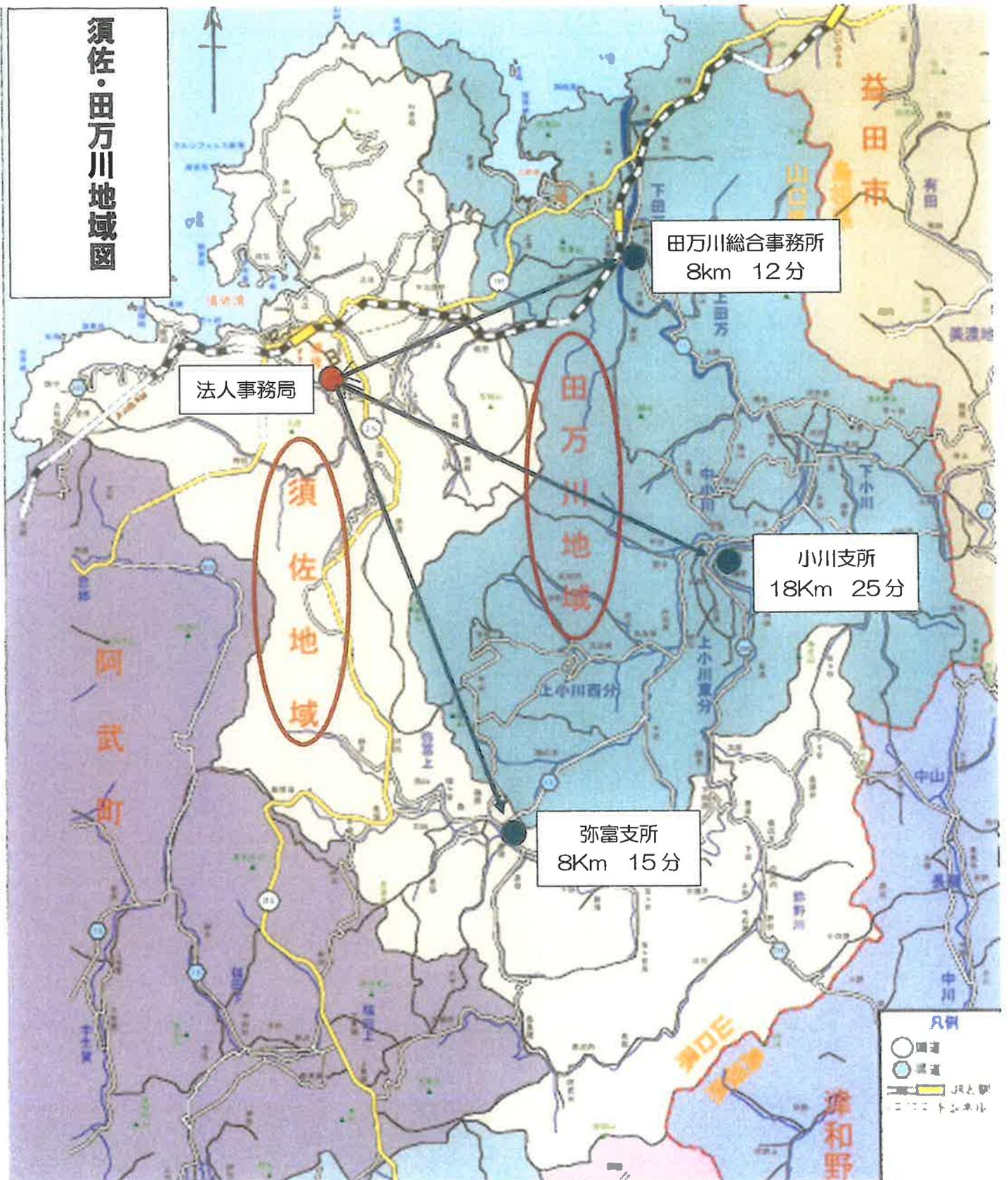
苦情処理責任者 ： 法人事務局長 吉田満

苦情処理担当者 ： 法人事務局 土井亜紀

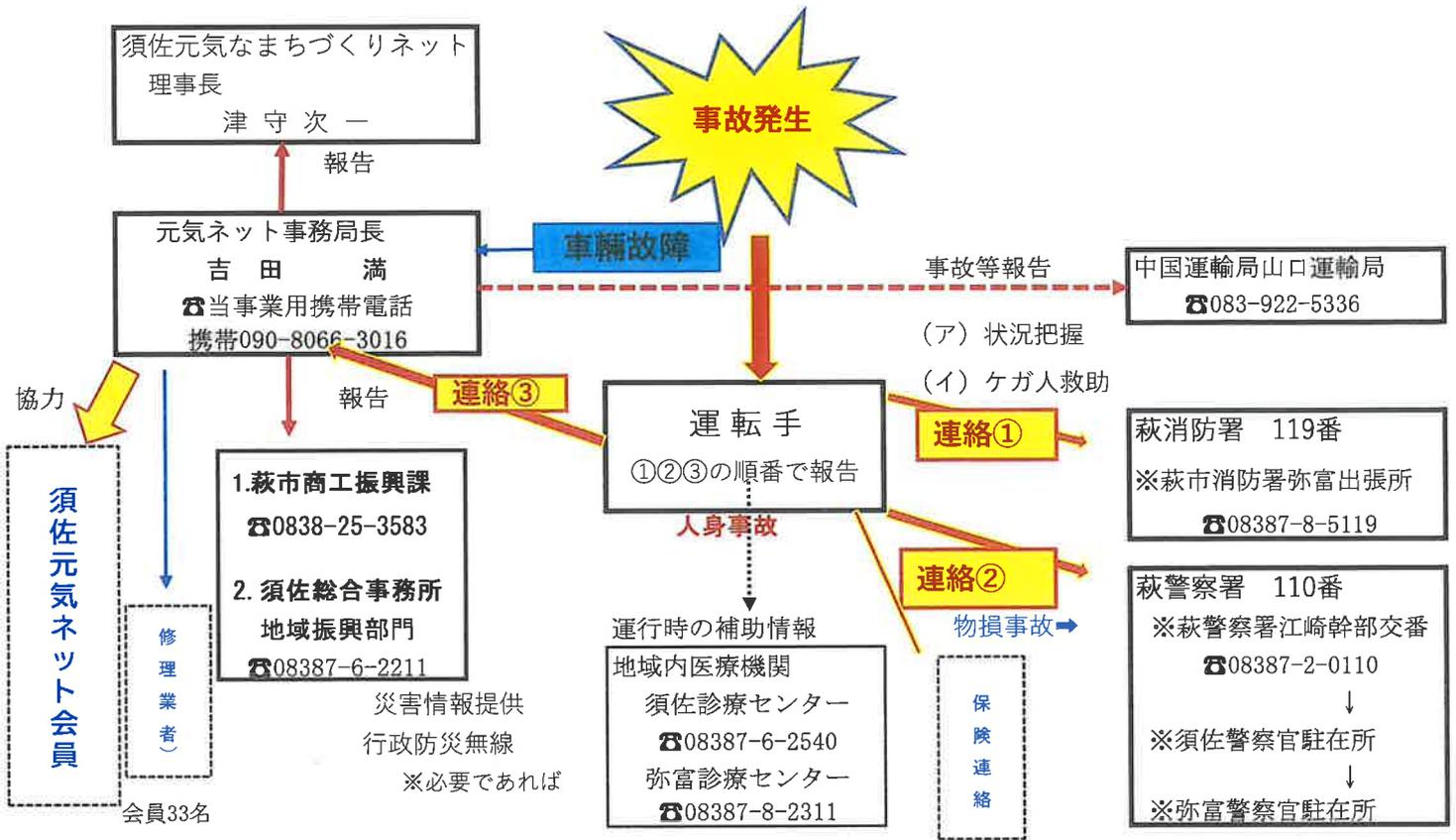
6. 指導主任者

指導主任者 石田憲雄

運行区域(須佐・田万川地域) 路線図



事故発生時の緊急連絡体制図



対応① 人身事故・災害時の緊急的な措置方法

・人身事故や災害等が発生した場合は、運転手は状況を把握し、ケガ人がある場合は①119番萩市消防署に連絡し、救急車の要請をします。軽微な場合でも個人的な判断をせず、ケガ人の救助を最優先とします。救急車が到着するまで、ケガ人の応急的措置を講じます。

・続いて、②110番萩警察署に連絡し、続いて③須佐元気ネット事務局に連絡し適切な措置方法を受けます。

対応② 走行中での急病などの措置方法

・走行中乗客が急な病を発症した場合は、速やかに車を安全な場所に停車し、急病の状況を把握、軽微なものであれば須佐元気ネット事務局に連絡し、その指示を受けるものとする。もし、意識が無いなど重病が予測される場合は、患者を動かさず、迷わず①119番萩市消防署に連絡し、救急車の要請をします。

対応③ 物損事故・車輛の故障等の対応

・物損事故に遭遇したら、まず乗客がいる場合は、乗客のケガの有無を確認し、対応①に順じた対応を行なうものとする。

・乗客がいない場合は、二次災害が起こらないようハザードランプ又は三角表示板等で後続車への危険表示を行ない、速やかに①110番萩警察署への連絡を行なうものとする。

・車輛故障の場合は、後続車に対しハザードランプ又は三角表示板等で故障車輛があることの表示を行ない、須佐元気ネット事務局に連絡し、支持を仰ぐものとする。

対応④ 走行中の自然災害などの情報提供

・走行中、突然の豪雨・山崩れ・地震・豪雪などに遭遇した場合、乗客の安全を第一に考え安全な場所に停車し、③事務局に連絡し適切な指示を受けます。また、事務局は二次災害等を防ぐため、その状況を速やかに須佐総合事務所に連絡し、場合によっては防災無線等への情報提供を行います。

令和 年 月 日

中国運輸局 山口運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
(名称) 萩市地域公共交通会議

(対象市町村) 萩市
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和 年 月 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
(名称) 特定非営利活動法人須佐元気なまちづくりネット
(住所) 山口県萩市大字須佐 4 5 7 0 - 5
(代表者) 理事長 津守 次一
5. 調った協議の内容
 - (1) 路線又は運送の区域
萩市須佐地域・田万川地域
 - (2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)
1 乗車当たり 3 0 分 5 0 0 円
 - (3) 運送しようとする旅客の範囲
萩市須佐地域住民及び須佐地域内利用者
萩市田万川地域住民及び田万川地域内利用者
6. その他特記事項

令和 年 月 日
萩市地域公共交通会議 会長 藤原 章雄